|  |
| --- |
| 裁判年月日　平成21年12月25日　裁判所名　名古屋地裁　裁判区分　判決事件番号　平２０（ワ）５９２１号事件名　損害賠償請求事件裁判結果　一部認容　上訴等　確定　文献番号　　 |

データを読み込んでいます

**主文**

　１　被告は，原告に対し，１１０万１３６０円及びこれに対する平成１９年９月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
　２　原告のその余の請求を棄却する。
　３　訴訟費用は，５分の３を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。
　４　この判決は，第１項に限り仮に執行することができる。

**事実及び理由**

**第１**　請求
　被告は，原告に対し，１８８万１３６０円及びこれに対する平成１９年９月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
**第２**　事案の概要
　本件は，原告が，平成１９年９月２０日午前１０時１５分ころ，被告が設置する名古屋市Ｃ１区所在の名古屋市立Ｃ２小学校（以下「本件小学校」という。）運動場において，組み立て体操（以下「組体操」という。）の練習中に，４段ピラミッドないし４段タワー（以下「４段ピラミッド」という。）の最上位から落下し，左上腕骨外顆骨折の傷害を負った事故（以下「本件事故」といい，これによって原告が負った傷害を「本件負傷」という。）について，４段ピラミッドの練習に際し，指導及び監督に当たった教員らに過失があったとして，原告が，被告に対し，[国家賠償法１条１項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づき，１８８万１３６０円の損害賠償及びこれに対する本件事故の日である平成１９年９月２０日から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
　１　前提事実（当事者間に争いがないか，括弧内に掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
　　(1)　当事者等
　　　ア　原告は，本件事故当時，本件小学校の６年１組に在籍する児童であった。
　　　イ　被告は，本件小学校を設置している普通地方公共団体である。
　　　ウ　本件事故当時の本件小学校の６年生は，児童７０人が在籍し，１組と２組の２クラス編成であった。
　本件事故当時，本件小学校では，１クラスについて，１人の教員が担任を務めており，原告の所属する６年１組のクラス担任は，Ａ１であり，６年２組のクラス担任は，Ａ２であった（なお，Ａ２は，原告が５年生のときの，原告のクラス担任であった。以下，Ａ１及びＡ２を「Ａ１ら」という。）（甲１の１）。
　Ａ１らは，本件事故の際，６年生の組体操の練習を指導していた（乙１４）。
　　(2)　運動会の実施
　　　ア　本件小学校の平成１９年度の運動会は，平成１９年９月２９日に予定されていた（乙１，３）。
　本件小学校では，同年の運動会において，５，６年生が合同で行う組体操を実施する予定であり，その演目として，別紙１「一覧表」記載の各技を，１人で行う技から始まり，順次，より人数の多い又はより難度の高い技に移っていく予定であった。
　本件小学校における組体操は，５，６年時を通じて，段階を負って指導を行うように計画し，５年時には，最後の技までは行わず，組体操の基本的事項を中心に指導し，６年時に，５年時で学習した技を再度復習すると共に，より多人数で行う技を指導するというように，２年間を通じて段階的に指導することとしていた。
　　　イ　４段ピラミッド
　４段ピラミッドは，別紙１「一覧表」番号２１，別紙２（乙４の１）の「ト」及び別紙３「写真」（甲１６）のとおり，基本的に１６人１組で行われ，まず，６人の児童（以下「土台の児童」という。）が頭を外側に向けて放射状に並んで両手・両膝を地面について土台となり，次に，６人の児童（以下「２段目の児童」という。）が土台の児童の足下付近の地面に立って，それぞれ土台の児童の腰に両手をつき，３人の児童（以下「３段目の児童」という。）が，円の中心を向き，肩を組んで，２段目の児童の腰に片足ずつを乗せて立ち，１人の児童（以下「最上位の児童」という。）が３段目の児童のうち２人の肩に片足ずつを乗せて立つ技であり（甲１の２，２，１６，乙４の１ないし３），別紙１「一覧表」記載のとおり，組体操の最後の技で，６年生のみが実施する最も難易度が高い技である。
　４段ピラミッドの組立ては，Ａ１らの合図に合わせて次の行動に移ることとされており，具体的には，１回目の合図が鳴ると土台の児童が準備をし，次に合図が鳴ると，２段目の児童が準備をし，次に合図が鳴ると，３段目の児童が２段目の児童の上に乗ってしゃがみ，次に合図が鳴ると最上位の児童が３段目の児童の上に乗ってしゃがみ，次に合図が鳴ると３段目の児童がゆっくり立ち上がり，次に合図が鳴ると最上位の児童がゆっくり立ち上がり，最後の合図で最上位の児童が手を水平に挙げ，土台の児童が顔を上げるというようにされていた（甲１の２，１１）。
　　(3)　本件事故
　原告は，平成１９年９月２０日午前１０時１５分ころ，本件小学校運動場において，組体操の練習中に，４段ピラミッドの最上位から落下したこと（本件事故）により，左上腕骨外顆骨折の傷害を負った（甲３，４。本件負傷）。
　本件事故時の４段ピラミッド（以下「本件４段ピラミッド」という。）では，原告が最上位の児童を担当し，３段目の児童は，いずれも６年１組に在籍していたＷ，Ｔ及びＨ（これら３名を併せて「Ｗら」という。）が担当し，別紙３「写真」（甲１６）の原告が左足を乗せていた番号④をＷが，原告が右足を乗せていた番号③をＴが，番号②をＨが，それぞれ担当していた（乙２０，２３，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ）。
　　(4)　その後の経緯
　　　ア　原告は，以下のとおり，本件負傷の治療のために病院などに通院し，本件事故の日から平成１９年１１月２日までの４４日間，左上腕をギブスで固定していた（甲２０の１ないし３）。
　(ア)　Ｂ１病院
　平成１９年９月２０日，同月２１日，同年１０月５日，同月１９日，同年１１月２日，同月６日，同月１６日
　(イ)　Ｂ２クリニック
　平成１９年１１月７日
　(ウ)　Ｂ３病院
　平成１９年１１月８日，同月１６日，同月２２日，同年１２月２７日，平成２０年３月２７日，同年５月１５日，同年７月２４日，同年９月１６日，同年１２月２５日，平成２１年３月５日，同年８月６日
　(エ)　Ｂ４接骨院
　平成２０年１月８日，同月１８日，同年２月１日
　　　イ　原告は，平成２０年１１月７日，本件訴えを提起した。
　２　原告の請求
　原告は，被告に対し，[国家賠償法１条１項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく損害賠償として，以下の損害の合計１８８万１３６０円及びこれに対する本件事故の日である平成１９年９月２０日から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求めている。
　　①　慰謝料　１７３万円
　　②　診断書作成料　１３６０円
　　③　弁護士費用　１５万円
　３　争点及び当事者の主張
　　(1)　Ａ１らの過失
　（原告の主張）
　４段ピラミッドは，上位の児童になるほどバランスを崩しやすいなどの危険性を有する技であるから，指導に当たる教員には，児童に対して十分な指導を行い，十分な監督及び補助の下で実施しなければならない注意義務があった。
　ところが，Ａ１らは，原告が最上位の児童を担当することになって以降，前日に体育館で練習をさせたのみの不十分な指導の状態で，すぐに屋外での練習を行い，しかも，本件４段ピラミッドの近くに補助する教員を配置せずに練習を実施させた。
　そのため，土台，２段目及び３段目の児童（以下「３段目以下の児童」という。）が安定しない状態で最上位の原告を立ち上がらせ，原告が転落しても，これを補助する者がおらず，本件事故が生じたものであるから，Ａ１らには，本件４段ピラミッドの指導，監督等について過失がある。
　（被告の主張）
　原告の主張は，否認ないし争う。
　また，本件事故は，原告が，本件４段ピラミッドの中心から，直径約２．２ｍの外周よりさらに約１ｍ離れた箇所まで，およそ２ｍの距離を跳躍するという突発的な行動に出たため生じたものであり，Ａ１らには予見することができなかった。したがって，過失の前提となる予見可能性を欠いたものであり，Ａ１らに過失はない。
　　(2)　損害及び損害額
　（原告の主張）
　　　ア　慰謝料　１７３万円
　(ア)　通院慰謝料
　原告は，本件事故の日から平成１９年１１月２日までの４４日間，左上腕をギブスで固定しており，平成１９年９月から１１月までは１か月間に複数回通院していることから，その通院慰謝料は，３か月間の通院に相当する７３万円を下ることはない。
　(イ)　その他の本件負傷による慰謝料
　原告は，本件負傷により，日常生活で不便を強いられ，本件事故から４年前の小学校２年生から始めた空手を止めざるを得なくなり，また，虚偽の説明をして，法的責任を免れようとするＡ１教諭らの対応に裏切られた気持ちになるなどの精神的苦痛を受けており，これを金銭に見積もると，少なくとも１００万円を下ることはない。
　　　イ　診断書作成料　１３６０円
　　　ウ　弁護士費用　１５万円
　（被告の主張）
　原告の主張は，いずれも否認ないし争う。
　　(3)　損益相殺
　（被告の主張）
　上記(2)ア(ア)の通院慰謝料は，「療養に伴って要する費用」であるから，独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）による災害共済給付として，原告が実際に負担した医療費３万７６９０円（医療費総額（１２万５６３５円）の１０分の３）に加算して支給された１万１４０７円及び支給が見込まれる１１５６円の合計１万２５６３円（医療費総額の１０分の１）は，通院慰謝料に填補されたので，当該部分は控除されるべきである。
　（原告の主張）
　被告の主張は，否認する。
　原告の母親の通院付添費として，６万２７００円を要し（１日につき３３００円，通院日数１９日），原告が受領した上記金額は，「療養に伴って要する費用」のうち上記通院付添費に充当されたものである。
　　(4)　過失相殺
　（被告の主張）
　仮に，Ａ１らに過失があったとしても，本件事故は，Ａ１らの指示に従わず跳躍したという原告の過失によって，発生しあるいは傷害の程度が拡大したものであるから，大幅な過失相殺が認められるべきである。
　（原告の主張）
　被告の主張は，否認ないし争う。
**第３**　当裁判所の判断
　１　前記前提事実のほか，証拠（甲１ないし８，１０ないし２０，乙１ないし２３（なお，枝番の付いている書証で個別に枝番を挙げていないものは，すべて枝番を含む趣旨である。以下，同じ。），証人Ａ１，証人Ａ２，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ，原告本人。ただし，以下の認定事実に反する部分は除く。）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。
　　(1)　原告は，体重が軽く，サッカー部に所属し，空手を習っているなど，運動能力に優れていた。
　　(2)　Ａ１は，昭和５６年に名古屋市に採用され，平成１９年４月から本件小学校の教諭として勤務し，組体操の指導について約１０年の経験があったが，４段ピラミッドの指導は平成１９年度が初めてであった（乙１４）。
　Ａ２は，昭和４５年に名古屋市に採用され，平成１６年４月から本件小学校に勤務し，組体操の指導について，２９年間で２０回程度の経験があった（乙１５）。
　　(3)　４段ピラミッド
　４段ピラミッドは，１５人の児童が３段となって，最上位の児童を支える技であり，４段ピラミッドの最上位の児童は，地上２ｍ以上の高さで立ち上がることとなる。
　４段ピラミッドは，元々上の段になるほどバランスが悪い状態であるうえに，土台の児童や２段目の児童の姿勢が悪い（背中が丸くなっているなど）場合や，土台の児童や２段目の児童がピラミッドの中心から等距離・等角度に並んでいない「いびつな形」の場合には，３段目の児童の立つ位置が安定しないなど，下の段の組立てが不安定になり，そうすると，上の段はさらに不安定な状態となる（証人Ａ１，証人Ａ２）。
　そして，４段ピラミッドは，最上位の児童が，立ち上がった際に，つかまる物が何もないため，最も不安定な状態となり，落下する危険性を有する技である。
　また，遅くとも平成１６年ころには，組体操の指導に関する文献においても，最近組体操の練習中のケガが多いとの指摘があることが記載されていた（乙１６）。
　　(4)　平成１９年度の運動会の練習にあてた時間
　　　ア　Ａ１らは，平成１９年度の６年生の運動会の練習として，本件事故後のものも含め，別紙４「日程表」記載のとおり，２９時限分をかけた（なお，１時限は４５分である。）（乙７の１・２，１４）。原告は，この練習のうち，本件事故より前の練習には全て参加していた。
　Ａ１らは，組体操の練習に当たっては，５年時で学習したことの復習から始め，段階を追って最後の技である４段ピラミッドの練習を行うよう計画し，手の伸ばし方や姿勢などの各技に共通する基本的な事項については，５年時から指導を行い，また，４段ピラミッドの練習に入る前に，より単純な技について復習をさせて，繰り返し指導を行った（乙１４）。
　　　イ　組体操に共通する事項
　(ア)　Ａ１らは，組体操に取り組む際には，怪我をしないように，以下の①ないし④の事項を守ることを児童に指導した（乙１４，１５，原告本人）。
　　①　女子児童について，髪が長い場合は後ろで束ねてゴムで結ぶこと。ピンの使用は危ないので避けること。
　　②　帽子（つばのある赤白帽子）は，視野を妨げる場合があるので，かぶらないこと。
　　③　つめを切ること。
　　④　演技中はしゃべらないこと。
　(イ)　また，Ａ１らは，複数の児童で取り組む技のうち，土台となる児童の上に児童が乗るミニタワー（別紙１「一覧表」番号１３）などの技について，下の児童は，上の児童を支えるときは，腕・脚・背を伸ばして体全体で支えること，上の児童は跳んで降りないこと，落ちそうになったときはしゃがむことを指導していた（甲１１，１２，１４，乙１４，原告本人）。
　　(5)　平成１９年９月１８日の事故について
　　　ア　平成１９年９月１８日の５，６限目は，別紙４「日程表」記載のとおり，５，６年生が合同で組体操フィナーレの練習を行い，平成１９年度の初めての４段ピラミッドの練習をした。
　これらの時限は，６年生の担任であるＡ１ら２人に加え，５年生の担任であるＡ３教諭とＡ４教諭２人の計４人で指導に当たり，４段ピラミッドを作る際は，１基につき１人の教員が補助につき，Ａ１はステージ又は指令台で，全体の進行を指揮していた（乙１４）。
　　　イ　平成１９年度の４段ピラミッド又は３段ピラミッドを行うグループの振り分け等は以下のとおりであった。
　(ｱ)　６年１組の児童のみの４段ピラミッド　　１基
　(ｲ)　６年２組の児童のみの４段ピラミッド　　１基
　(ｳ)　６年１組と６年２組の児童で混成の４段ピラミッド　　１基
　(ｴ)　６年１組の児童のみの３段ピラミッド　　１基
　(ｵ)　６年２組の児童のみの３段ピラミッド　　１基
　同日の練習の際，６年１組の児童のみの４段ピラミッドの最上位を担当していたのは，Ｉであった。
　原告は，同日の練習の際には，４段ピラミッドの構成メンバーではなく，３段ピラミッドを担当していた。
　　　ウ　同日の５限目は，別紙４「日程表」記載のとおり，体育館において，４段ピラミッドの練習を行った。
　４段ピラミッドにおいては，３段目の児童と最上位の児童とのコンビネーションが重要となる。そのため，まず，３段目の児童と最上位の児童だけでの練習を行い，３段目の児童と最上位の児童だけで安定した状態で行うことができると確認したら，土台の児童と２段目の児童を合わせた４段ピラミッドに移行して，練習を行い，１～２回，３基同時に，４段ピラミッドを組み立てることに成功した（乙１５）。
　　　エ　同日の６限目は，別紙４「日程表」記載のとおり，場所を運動場に移動し，引き続き４段ピラミッドの練習を行い，３回ほど成功した。
　再度，４段ピラミッドに取り組んだ際，６年１組の児童のみの４段ピラミッドの最上位の児童を担当していたＩが，最上位で立ち上がろうとした際，足下の３段目の児童を担当したＹの首の後ろが沈んだため，バランスを崩し，しゃがむこともつかむこともできず，前方へ落下し，頭を打つ事故（以下「Ｉ落下事故」という。）が発生した（甲１８，証人Ａ１）。
　Ａ３教諭は，Ｉ落下事故の際，６年１組の児童のみの４段ピラミッドを補助していたが，同ピラミッドから少し後ろに移動したときに，Ｉが落下したため，Ｉを救助することができなかった（証人Ａ１）。
　Ａ３教諭は，Ｉが落下した後，すぐにＩに声をかけ，同日の６限目の練習を休ませた。
　　　オ　Ａ１は，Ｉに対し，落下の原因などを尋ね，同日の練習を休ませ，帰宅するように告げた。
　Ｉは，同日の夕方ころから具合が悪くなり，病院で受診した（甲１８，乙１４）。
　また，Ｉは，翌日朝も，病院で受診したところ，Ｉ落下事故で腰を痛めたＹと病院で出会い，ＩもＹも，同日，授業に遅刻した（甲１８，乙７の１（６枚目））。
　　　カ　原告は，Ｉの友人であり，Ｉが病院で頭部のレントゲン撮影等の診察を受けたという話を聞き，Ｉは頭を打っていたので，大きなけがをしてしまったのではないかと思い，４段ピラミッドの最上位の児童は怖いので，なるべくならやりたくないと思った（甲１０）。
　　　キ　Ａ１は，Ａ３教諭にＩの落下の原因を尋ねたところ，前方に落ちながら，体の向きを横向きにねじる形で半回転して落下した旨の説明を受けた（証人Ａ１）。
　Ａ１らは，Ｉ落下事故を受けて，特に指導方法について変更することはなく，危なくなったらしゃがむようにとの従前の指導を続けることとしただけで，補助に入る教員の位置や危なくなった際にしゃがまなかった児童についての対処法等について具体的な検討をしなかった。
　　　ク　なお，被告は，Ｉ落下事故の際，Ｗらは６年１組の児童のみの４段ピラミッドの３段目を担当していた旨主張し，これに沿う内容のＡ１らの証言及び陳述書（乙１４，１５）（以下，これらを「Ａ１らの証言等」という。）がある。
　しかし，Ｗらは，３名とも明確にこれを否定する証言をしていること，被告が平成２０年１０月８日に本件事故についての聴き取り調査をした際にも，Ｗらは，Ｉ落下事故の際には６年１組の児童のみの４段ピラミッドを構成していなかったと述べていること（乙２０），仮に，Ｗらが，Ｉ落下事故の際も３段目を担当していたとすれば，２度にわたり自分たちの上に乗った最上位の児童が落下する事故を経験したことになり，極めて印象的な出来事となるはずであるから，記憶違いがあるとは考えられないこと，これに，Ｉ自身も陳述書に，３段目の児童は全て男子で，その１人は同じクラスのＹであったと具体的に記載している（甲１８）ことをふまえると，Ａ１らの証言等は信用することはできず，Ｉ落下事故の際，Ｗらは６年１組の児童のみの４段ピラミッドの３段目を担当していなかったと認められる。
　　(6)　平成１９年９月１９日の練習
　　　ア　平成１９年９月１９日は，別紙４「日程表」記載のとおり，１ないし３限目に運動会の練習を実施したが，そのうち，４段ピラミッドの練習を行ったのは，３限目のみであった。
　　　イ　Ａ２は，Ｉが最上位の児童の担当を辞退することになったため，原告がサッカー部に所属するなど運動能力に優れていたことや，体重が軽かったことから，Ｉの代わりの最上位の児童の担当に適任であると考え，原告に対し，最上位の児童を担当するかどうか尋ねたところ，原告は，これに応じた（乙１４，証人Ａ２，証人Ａ１，原告本人）。
　　　ウ　Ａ１らは，６年１組の児童のみの４段ピラミッドの３段目の児童も，他の児童から，Ｗらに変更した（乙２０。Ｗらが，このときまで６年１組の児童のみの４段ピラミッドの３段目を担当していなかったことについては前記のとおりである。）。
　　　エ　Ａ１らは，本件４段ピラミッドについて，土台の児童及び２段目の児童を休ませて，原告が３段目の児童であるＷらの上に乗る練習を，２～３回行わせた（乙２０，原告本人）。
　次に，土台の児童及び２段目の児童も加わって，本件４段ピラミッドを作り，２回組み立てることに成功した（原告本人）。
　Ａ２は，３段目の児童が足を乗せる位置や３段目の児童が立ち上がるときなどには「せーの」と声をかけることを指導した（甲１２，１３，証人Ｗ，証人Ｔ）。
　　(7)　本件事故時の状況
　　　ア　平成１９年９月２０日の２限目は，別紙４「日程表」記載のとおり，運動場において，６年生のみで，組体操とは別の競技（「跳んで回してリレーして」）の練習を行った後に，４段ピラミッドを含む組体操の練習を行った（乙１４）。
　同日は，６年生の担任であるＡ１ら２人だけで指導に当たり，組体操の合図はＡ１が行っていた。
　　　イ　Ａ１らは，児童らを集合，整列させ，準備体操を行い（乙１４），「跳んで回してリレーして」の入場の練習，注意事項の確認，競技の実施，退場までの練習を，２５～３０分間実施した。
　　　ウ　次に，２限目の残りの１５～２０分の間に，組体操の練習を実施することとし，フィナーレの位置の確認をしたうえ，４段ピラミッドの練習を行い，原告が最上位を担当する本件４段ピラミッドは，１回組み立てることに成功した（乙２０，証人Ａ１）
　　　エ　引き続き，Ａ１の合図に従って，本件４段ピラミッドを組み立てることとし，Ｗら３段目の児童の上に原告が乗って立ち上がったところで，原告が最上位から地面に落下し，左手を負傷した（本件事故）。原告が最上位で立ち上がったとき，原告は，左足をＷの肩に，右足をＴの肩に乗せていた。
　なお，本件事故時のＡ１らの位置や練習を行っていた４段ピラミッドの個数，本件４段ピラミッドの組立ての状況，原告の落下の状況については，後記のとおりである。
　　　オ　本件事故の際，Ａ２は，運動場中央付近の，６年１組と６年２組の児童で混成の４段ピラミッドの補助に当たっており，本件４段ピラミッドと異なる方向を見ていたため，原告が落下した瞬間は見ていなかった。
　Ａ２は，原告が落下した直後に，原告の声により落下に気付き，原告に駆け寄り，原告を抱きかかえて保健室に運んだ。
　Ａ１は，Ａ２が原告に駆け寄ったときには，組立ての合図を出していた位置から動いておらず，その後，本件４段ピラミッドの他の児童や他の４段ピラミッドの児童に対し，４段ピラミッドを解体するよう指示をした。
　なお，Ａ１は，とっさに助けようとしたが間に合わなかったとか，行こうとしたが原告の声を聞いたＡ２がさっと入った旨証言する（証人Ａ１（１７，３６頁））が，Ａ１自身，原告が落下する前に指示をしていた位置からは動いていないと述べているのであり（証人Ａ１（３７頁）），上記のとおり，原告が落下した際，Ａ１は，原告に全く駆け寄っていないのである。
　　　カ　養護教諭であるＡ５は，原告の受傷部位を固定・保護したうえ，当時の教頭であったＡ６とともに，原告をＢ１病院に搬送した。
　２　争点(1)（過失）について
　　(1)　本件小学校を設置する被告は，本件小学校における学校教育の際に生じうる危険から児童らの生命，身体の安全の確保のために必要な措置を講ずる義務を負うところ，体育の授業は，積極的で活発な活動を通じて心身の調和的発達を図るという教育効果を実現するものであり，授業内容それ自体に必然的に危険性を内包する以上，それを実施・指導する教員には，起こりうる危険を予見し，児童の能力を勘案して，適切な指導，監督等を行うべき高度の注意義務があるというべきである。
　そして，４段ピラミッドは，前記１(3)のとおり，最上位の児童は，２m以上の高い位置で立ち上がる動作を行い，かつ，安定するか否かは，３段目以下の児童の状況にかかってくるもので，落下する危険性を有する技であるから，指導をする教員は，児童に対し，危険を回避・軽減するための指導を十分に行う注意義務があると共に，最上位の児童を不安定な状況で立たせることがないように，最上位の児童を立たせる合図をする前に，３段目以下の児童が安定しているか否かを十分確認したり，不安定な場合には立つのを止めさせたりし，児童が自ら危険を回避・軽減する措置がとれない場合に補助する教員を配置するなどして児童を危険から回避させたり，危険を軽減したりする注意義務があり，これらの義務を怠った場合には過失があるというべきである。
　　(2)　Ａ１らの指導について
　　　ア　被告は，４段ピラミッドに取り組むに当たって，４段ピラミッドの最上位に立つ児童には，落ちそうになったときには，しゃがんで下の者にしがみつくこと等の指示をしていた旨主張し，これに沿う内容のＡ１らの証言等（乙１４，１５，証人Ａ１，証人Ａ２）がある。
　しかし，Ｗらの証言によれば，しゃがむよう指導があったことは認められるが，しがみつくように指導を受けたとの証言はない（Ｗらへの事情聴取において，Ｈの母の「先生に危ない時は，しがみついていいよとか言われなかったの。」との質問に対し，Ｈは無言であった。）し，Ａ１は，しゃがむことを必ずしも前提とせずに，しがみつけばよいと証言する（証人Ａ１（４４，４５頁））のに対し，Ａ２は，あくまでしゃがんでつかむことを前提として証言している（証人Ａ２（７，８，３９，４０頁））のであり，指導に当たるＡ１らの間においても，落ちそうになったときの指導として述べるところが一致していない。
　そして，Ｉ落下事故の際，Ｉは，しゃがんでしがみつくことができないまま落下している（証人Ａ１（３２，４４頁））のであるから，口頭での注意をしただけでは，児童の落下の危険を回避し，軽減するのに不十分であることが明らかである。
　ところが，Ａ１は，Ｉ落下事故によって，しゃがまない，しがみつかない児童がいることを認識していたのに，ＩやＡ３教諭からＩ落下事故について十分な聴き取りをしないまま，従前の指導方法を安易に継続している。また，Ａ１は，Ｉがしゃがまなかったのは，立ち上がろうとした際であるから，しゃがむのは困難であると証言している（証人Ａ１（４５頁））のに，その対策について，何ら講じていない。そして，Ａ２にいたっては，ＩがしゃがんだのかなどＩ落下事故時の状況について全く認識しないまま，安易に従前の指導を継続している（証人Ａ２（２２，２３頁））のであり，Ｉ落下事故が発生した後も，児童に対して，落ちそうになった際の対応を十分に指導したり，教員の側で対処したりしたとは認められない。
　　　イ　被告は，４段ピラミッドに取り組む際，教員の合図により一つの体勢から次の体勢に移る際，バランスが悪かったり，無理な力が入ったと感じたときは，無理をしてそれ以上行わないことを指導していた旨主張し，これに沿う内容のＡ１らの証言等（乙１４，１５，証人Ａ２）がある。
　しかし，バランスが悪くても，児童らは立ち上がることは可能であり，バランスの悪さは，４段ピラミッドを構成する児童に一律に生じるものではないため，他の児童に合わせてバランスの悪い状態で立ち上がる児童が生じることもあり得るところである（乙１７の２，証人Ａ２（５４，５５頁））。
　そして，Ａ１らは，３段目以下の児童のバランスが悪いことに気付かないまま，教員が合図をしてしまった場合に，児童らが教員に対してする合図や声の出し方を児童らに指導していなかったのであるから（証人Ｈ，証人Ａ１），児童らは，バランスが悪い状態でも，４段ピラミッドの組立てを続行せざるを得ない状況にあったのである（乙２０）。
　そうすると，４段ピラミッドにおいては，教員が少なくとも１人は補助について，児童の様子を注視し，バランスが悪い場合には，その段階で組立てを止めるよう指示することが必要であり，教員の補助がないまま，単に無理をしてやらないよう指導するだけでは，危険を回避・軽減する指導として十分なものとはいえないのである。
　　(3)　本件事故時の状況について
　　　ア　本件事故時におけるＡ１の位置について
　被告は，本件事故の際，Ａ１は，本件４段ピラミッドから１～２ｍの位置で補助していた旨主張し，これに沿う内容のＡ１らの証言等がある。
　しかし，Ｗら３名のほか，その他の児童も一致して，Ａ１は指令台の上にいた（甲１３，１４，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ）と証言するなどしており，明らかにＡ１らの証言等と矛盾しており，Ｗらに，あえて虚偽の証言をする動機は考えにくいのに対し，Ａ１らは，自己の保身を図るために虚偽の証言をする動機が多分にあり，Ｗらの証言等に比べ，たやすく信用することはできない。
　加えて，Ａ１は，原告が落ちる様子をはっきり見ていた旨証言している（証人Ａ１（１７，３４頁））が，もし，本件４段ピラミッドから１～２ｍの位置で補助していたのであれば，Ａ２より近くで，原告を見ていたことになるのに，原告が落下する状況を全く見ていなかったＡ２の方が早く原告に駆け寄っており，Ａ１が全く駆け寄ってすらいないのは，極めて不自然であり，本件事故発生時のＡ１の位置に関するＡ１らの証言等は，信用することができない。
　そして，Ａ１らは，このような本件事故時の立ち位置という記憶違いを生じるとは考えられない事項につき，事実と異なる内容を述べていること，Ａ１らの報告に基づいて作成されたと考えられる本件事故に関する災害報告書（乙２１）に，４段ピラミッドで生じた本件事故を，「３段タワーの練習をしていた」際に生じた，と事実と異なる記載がされていること，Ｗらへの事情聴取においても，教頭が，「バランスが悪いときは，どうしなさい。とか言われなかったかな。今年の組体操では，危ないときしゃがむように言われているんだけど。」などと誘導し，また，「Ａ７君が跳び降りたのは，立ってからか，しゃがんでからかどちらだったのかな。」などと，原告が跳び降りたか否かを聴き取ることなしに，これを前提として事情を聴いていること（乙２０）などの事実からすると，本件小学校は，教員らの保身のために，本件事故の状況について，学校側の責任が軽くなるように意図的に工作していることがうかがわれ，本件事故に関する部分のその他のＡ１らの証言等についても，信用性に疑問が生じるものである。
　　　イ　そして，本件事故時の状況については，証拠（甲２，１０ないし１５，乙２０，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められ，この点に関するＡ１らの証言等は，上記のとおり，信用できない。
　(ア)　本件事故時において，本件４段ピラミッドだけではなく，少なくとも他の２基の４段ピラミッドが組立てられており，Ａ１は，指令台の上で合図をし，Ａ２は，運動場中央付近の，６年１組と６年２組の児童で混成の４段ピラミッドの補助に当たっており，本件４段ピラミッドと異なる方向を見ていた（甲１１，１２，１４，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ）。
　(イ)　Ｗらが２段目の児童の上に乗る際，土台の児童の間隔などがいびつな形になっていたため，２段目の児童もきれいな形になっておらず，足の置き場が以前と違っており，ＴやＨは，足が開いたような状態になった（甲１３，１４，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ）。
　さらに，Ｗらが，２段目の児童に乗ったところ，２段目の児童は「痛い，痛い」などと述べていた（甲１２，１５，証人Ｗ，証人Ｈ）。
　Ｗは，２段目の児童の体が動くため，足場が安定せず，バランスを保つため，頭を上げたような態勢となった（甲１２）。
　Ｗらは，バランスが悪く危険なため，やり直した方がよいか話していたが，Ａ１が合図を進めていったため，途中でやめることができず，合図に合わせて，立ち上がった（甲１３，証人Ｗ，証人Ｔ，証人Ｈ）。
　(ウ)　続いて，原告が，Ａ１の合図で立ち上がったところ，Ｗらの体が揺れて，足場が安定せず，原告はバランスを保てなくなり，「おい，あぶねえ，あぶねえ。」などと述べ，しゃがんだり，しがみついたりすることなく，本件４段ピラミッドの南側に落下した（甲１２，証人Ｔ）。なお，原告が落下する際，他の本件４段ピラミッドを構成する児童の体に触れることはなかった。
　　　ウ　被告は，本件４段ピラミッドにおいては，Ａ１らの指導内容が守られ，土台の児童や２段目の児童は均等な間隔で一つの円を作っており，いびつな形にはなく，３段目の児童もバランスを崩しておらず，原告も立ち上がりポーズをとるまで安定した状態にあり，本件４段ピラミッドを構成する児童の声は聞いていない旨主張し，これに沿う内容のＡ１の証言等がある（乙１４，証人Ａ１）。
　しかし，Ａ１らの本件事故時の証言等は，前記のとおり，信用することができないし，Ａ１は，原告の母に対して作成した書類（甲２）において，「上から２段目（３人）がバランスを崩す」と記載し，その左側に記載した本件４段ピラミッドの絵にも３段目の児童の位置に「バランスを崩す」との記載をしている。これについて，Ａ１は，認識と異なるが，本件事故が原告の責任であると述べることがしのびなかったため，原告が本件事故後に話していた内容をそのまま記載した旨証言する（証人Ａ１（１９，３８頁））が，原告がバランスを崩したのであればそのとおり説明することができるはずであり，事件の詳しい説明を求める原告の母に対して，あえて認識と異なる事実を話す理由は認められないから，この点においても，Ａ１の証言は，信用できない。
　そして，Ａ１が本件４段ピラミッドを構成する児童の声を聞いていないということは，Ａ１が本件４段ピラミッドの付近にいなかったということと整合するものである。
　　　エ　また，被告は，土台の円がいびつであると，３段目の児童が立ち上がることができないし，たとえ３段目の児童が無理に立ち上がっても３人の肩の高さがずれてしまうので最上位の児童は立ち上がることができないので土台はいびつではなかった旨主張し，これに沿う内容のＡ２の陳述書（乙１５）がある。
　しかし，Ａ２自身が認めているように（証人Ａ２（５４，５５頁）），乙１７号証の２の３枚目の写真のように，４段ピラミッドにおいて，バランスが悪い状態であっても３段目の児童や最上位の児童は立ち上がることは可能であるから，いびつであるからといって立ち上がることが不可能とはいえず，被告の上記主張は理由がない。
　　　オ　被告は，原告がしゃがもうとした際にバランスを崩し，背中の方に，跳躍した旨主張し，これに沿う内容のＡ１の陳述書（乙１４）がある。
　Ａ１は，前記のとおり，本件事故の際は指令台の上にいたと認められ，Ａ１の原告が落下する状況についての証言等は信用できないし，もし原告が意図的に跳躍したのであれば，原告が足を乗せていた３段目の児童であるＷ及びＴが原告の足で蹴られているはずであるが，ＷやＴは，蹴られた感じはしなかったと述べているのであり（甲１２，１３，証人Ｔ），また，原告が落下した，土台の児童から１ｍ程度の位置は，原告が意図的に跳躍しなければ届かない位置でもなく，災害報告書（乙２１）にも，「バランスを崩して落ちた。」と記載されており，原告が跳躍したとは記載されておらず，他に原告が意図的に跳躍したことを認めるに足りる証拠はない。
　なお，被告は，原告の作文（乙１０）を提出しているが，これには原告が跳躍したことをうかがわせる記載はないし，かえって「下がぐらぐらして落ちてしまって骨折してしまいました。」との前記認定事実と合致する記載もされているものであるから，上記作文は前記認定と齟齬するものではなく，被告の主張を裏付ける証拠とはいえない。
　　(4)　被告は，本件事故は，原告が，およそ２ｍの距離を跳躍するという突発的な行動に出たため生じたものであり，Ａ１らには予見することができなかったから，過失の前提となる予見可能性を欠いている旨主張する。
　しかし，本件事故において，原告が跳躍したと認められないことは前記のとおりであり，被告の主張は，その前提を欠いたものである。
　また，Ａ１らが，落下する原告を受け止めようとしたが，原告が跳躍したため受け止めることができなかったというのであればともかく，Ａ１らは，原告の落下に対して何らの対応もしていないのであるから，上記被告の主張自体，Ａ１らの責任を否定できるものではない。
　前記のとおり，４段ピラミッドは，最上位の児童が不安定な状況にあり，落下する危険性を有する技であるから，それを指導する教員は，最上位の児童が不安定な状態になり，児童自ら危険を回避する措置をとることができないまま，落下する事態は認識することができ，本件事故に際しては，最上位の児童であったＩが落下するＩ落下事故が生じているのであり，Ａ１らは，４段ピラミッドの最上位の児童が落下する事態が生じ得ることを十分に認識していたのである。
　そして，原告は，３段目の児童が動いたため，バランスを崩し，落下したのであるから，このような落下をＡ１らが予見することができないとは到底認められず，被告の上記主張は理由がない。
　　(5)ア　そうすると，Ａ１らは，本件４段ピラミッドの最上位の児童であった原告が落下する可能性があることを前提に，原告に対し，危険を回避・軽減するための指導を十分に行うべき注意義務があった。
　また，Ａ１らは，３段目以下の児童が不安定な状況で，原告を立ち上がらせないように，本件４段ピラミッドの状況を十分把握して合図を出すべき注意義務があり，仮に３段目以下の児童が不安定な状況で合図が出されてしまった場合であっても，本件４段ピラミッドの近くに教員を配置して，本件４段ピラミッドの状況に応じ，３段目以下の児童が不安定な場合には，その段階で組立てを止めるよう指示すべき注意義務があった。そして，Ａ１らは，原告が自ら落下を回避することができずに落下する事態に備えて，補助する教員を配置するなどして原告を危険から回避・軽減させる注意義務があった。
　それにもかかわらず，Ａ１らは，原告に対し，危険を回避・軽減するための指導を十分に行っていないうえに，Ａ１は，本件４段ピラミッドの３段目以下の児童が不安定な状況にあったのに，これを把握しないまま漫然と合図を出し，また，Ａ１らは，本件４段ピラミッドの状況を近くで把握し，合図にかかわらず組立てを止めるよう指示することのできる教員を本件４段ピラミッドの近くに配置せず，さらに，原告の落下に対して，補助する教員を本件４段ピラミッドの近くに配置していなかったのであるから，上記の注意義務を怠った過失があるというべきである。
　　　イ　被告は，①運動会の競技は，体育的行事の一環として，児童による自主的な活動が助長されることも求められている（乙２）のであるから，段階的な練習を重ねてうまくできた後は，教員の複数の補助に頼らず，自分たちで挑戦することも大事なものであるとか，②担任を持たず，学校組織運営上の役職にもつかない教員が極めて少ない中で，１基のピラミッドに対して，複数の教員を補助につけることは実際問題として著しい困難を伴うものであるなどと主張する。
　いずれも，複数の教員を補助につけられないことに関する主張であるが，本件事故時には，本件４段ピラミッドの付近に教員は１人も配置されていなかったのであるし，上記①については，児童の自主性と児童の安全とは別次元の問題であり，あくまで生じうる危険から児童の生命，身体の安全の確保が図られていることが大前提であって，自主的な活動の助長のため安全の確保を図る必要がなくなるわけではなく，上記②についても，児童に４段ピラミッドのような転落の危険を内在する技を行わせる場合，人員の不足のために安全の確保を図る必要がなくなるわけではないのであるから，いずれも被告の責任を否定する理由になり得ないことは明らかであり，被告の上記主張はいずれも理由がない。
　　(6)　以上によれば，本件事故の際，Ａ１が，本件４段ピラミッドの３段目以下の児童の不安定な状況を適確に把握して，合図を出すのを止め，あるいは，Ａ１らが，本件４段ピラミッドの付近に教員を配置し，上記の状況を把握して組立てを途中で止めさせていれば，原告は，本件４段ピラミッドから転落することはなかったものと認められるし，Ａ１らが，本件４段ピラミッドの付近に教員を配置していれば，落下する原告を受け止めたりすることによって，本件負傷を防ぐことができたものと認められる。
　　(7)　以上のとおり，本件事故は，地方公共団体である被告の職員であるＡ１らが，その職務を行うについて過失によって違法に原告に損害を生じさせたというべきであるから，被告は，原告に対し，[国家賠償法１条１項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づき，本件事故による損害を賠償する責任を負う。
　３　争点(2)（損害及び損害額）について
　　(1)　慰謝料
　　　ア　前記認定事実のほか，証拠（甲３，４，１０，原告本人）及び弁論の全趣旨によると，以下の事実が認められる。
　原告は，本件負傷により，本件事故の日から平成１９年１１月２日までの４４日間，左上腕をギブスで固定し，ギブスを外した後も，左腕が曲がった状態になっており，日常生活で不便を強いられている。
　また，原告は，小学校２年生のころから，Ｃ３の道場で空手を習っており，平成１８年度，平成１９年度の愛知県大会で空手の型の部門で優勝するなどしていたが，本件負傷により，左腕が曲がっていることが型の部門の判定において減点対象とされ，級も上がることができないため，空手をやめざるを得なくなった。
　さらに，原告は，野球やバスケットボールなど腕を使った競技をするについても，左腕に痛みを感じている。
　原告は，本件負傷について，傷が大きく残ることやＡ１らが事実と異なる証言をすることなどから，左腕を手術することに対して，前向きな気持ちになれず，症状が固定していない。
　　　イ　以上の事実に加え，本件においては，本来信用できる存在であるべき学校側（被告）が，教員らの保身のために殊更に虚偽の事実を主張するなど誠意のない対応をとっているのであって，これらの一連の被告の対応は，本件負傷による原告の精神的苦痛を増大させたものと認められる。
　そうすると，本件負傷による慰謝料としては，通院慰謝料を含め１００万円とするのが相当である。
　　(2)　診断書作成料
　甲７号証の１９及び弁論の全趣旨によると，原告は，Ｂ１病院での診断書作成料として，１３６０円を支払ったことが認められ，これは，被告の不法行為と相当因果関係にある損害というべきである。
　　(3)　弁護士費用
　本件事案の内容，損害額，本件訴訟の経緯，その他諸般の事情を考慮すると，弁護士費用は，１０万円が相当である。
　４　争点(3)（損益相殺）について
　　(1)　センターは，[独立行政法人日本スポーツ振興センター法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づき，学校の管理下で児童に傷病等の災害が発生したときに，学校の責任の有無にかかわらず給付がなされる共済制度（災害共済給付制度）を実施している。
　災害共済給付においては，負傷又は疾病の場合，医療保険並みの療養に要する費用の額の１０分の４の金額が児童又は生徒に対して支払われる。すなわち，センターから児童又は生徒が支払を受ける金額には，各医療機関で負担した医療費（医療費総額の１０分の３）に加え，「療養に伴って要する費用」として，医療保険並みの療養に要する費用の１０分の１に当たる額が上乗せされる（乙１１の１，[独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令３条１号](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)ロ）。
　そして，[独立行政法人日本スポーツ振興センター法１６条３項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)は，「学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において，センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる」と定めており，[同法３１条１項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)は，「学校の設置者が」[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)等による「損害賠償の責めに任ずる場合において，免責の特約を付した上記災害共済給付契約に基づき，センターが災害共済給付を行ったときは，同一の事由について，学校の設置者は，その価額の限度においてその損害賠償責任を免れる」と規定している(乙１１の２)。
　　(2)　前記認定事実のほか，証拠（甲２０の１ないし３，乙１３の１ないし３）及び弁論の全趣旨によると，以下の事実が認められる。
　　　ア　被告は，センターとの間で，災害共済給付契約を締結し，免責の特約を付している。
　　　イ　原告は，本件負傷について，本件事故のあった平成１９年９月２０日から平成２０年３月末までの本件小学校に在学していた期間及び本件小学校を卒業後，中学校に入学した平成２０年４月から平成２１年９月２０日現在までの期間に，被告に対し，本件事故に関して，災害共済給付の対象として申請をし，かつ，既に災害共済給付の受給が完了しているものとして以下の①ないし⑤がある（なお，金額は当該通院治療に要した医療費総額を記した。）。
　①　Ｂ１病院　　計６万７４９０円
　（平成１９年９月分３万９４２０円，同年１０月分２万１７９０円，同年１１月分６２８０円）
　②　Ｂ２クリニック　　５６６０円（平成１９年１１月分）
　③　Ｂ３病院　　計３万５９４０円
　（平成１９年１１月分２万４７６０円，同年１２月分５２８０円，平成２０年３月分４５００円，同年７月分７００円，同年９月分７００円）
　④　Ｂ４接骨院　　計３７１５円
　（平成２０年１月分２９８０円，同年２月分７３５円）
　⑤　Ｂ５薬局Ｃ４店　　１２７０円（平成１９年９月分）
　また，上記のほかに，受給が見込まれるものとして，Ｂ３病院での平成２０年１２月分１４１０円，平成２１年３月分１８５０円，同年８月分２１０円がある（なお，金額は当該通院治療に要した窓口負担分（医療費総額の１０分の３）を記した。）。
　　(3)　被告は，通院慰謝料は，「療養に伴って要する費用」であるから，センターによる災害共済給付として，原告が実際に負担した医療費（医療費総額（１２万５６３５円）の１０分の３である３万７６９０円）に加算して支給された１万１４０７円及び支給が見込まれる１１５６円の合計１万２５６３円（医療費総額の１０分の１）について，通院慰謝料に填補された旨主張する。
　前記認定事実及び弁論の全趣旨によると，平成２０年１１月７日現在で原告の実通院日数は１９日であるところ，近親者の通院付添費としては１日につき３３００円とするのが相当と解されるから，原告は，通院付添費として，少なくとも６万２７００円の損害を被ったことが認められる。
　そうすると，原告が「療養に伴って要する費用」としてセンターから１万２５６３円を支給されたないしは支給が見込まれていることから，直ちに通院慰謝料が填補されたと解することはできず，他にこれを認めるに足りる証拠はないから，被告の上記主張は理由がない。
　５　争点(4)（過失相殺）について
　被告は，本件事故は，Ａ１らの指示に従わず跳躍したという原告の過失によって，発生しあるいは傷害の程度が拡大したものであるから，大幅な過失相殺が認められるべきである旨主張する。
　小学校の正規の授業は，児童が担当教員の管理下にあってその指導に服し，担当教員の指示等を信頼して行動する関係にあり，担当教員の側も心身ともに未発達な児童を指導するのであるから，４段ピラミッドのような元々事故の危険を内在する技を行わせる場合には，児童に不注意や能力不足があることを考慮に入れて安全な指導，監督ないし補助を行うべきであって，児童が故意に指示に違反した等特段の事情があればともかく，児童に通常の不注意や能力不足があったからといって，被害者の過失と評価することはできない。
　本件事故においては，被告が主張するような原告が跳躍したと認めるに足りる証拠はないし，原告が故意にＡ１らの指示に違反したことを認めるに足りる証拠もないから，本件事故について原告に過失があると評価することはできず，被告の上記主張は理由がない。
　６　結論
　したがって，被告は，原告に対し，[国家賠償法１条１項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく損害賠償として，１１０万１３６０円及びこれに対する本件事故の日である平成１９年９月２０日から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=I7fa85f804bbc11df92dd010000000000&spos=101&epos=101&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年５分の割合による遅延損害金の支払義務がある。
　よって，原告の請求は，上記の限度で理由があり，その余は理由がなく，主文のとおり判決する。
　（裁判長裁判官　長谷川恭弘　裁判官　濱本章子　裁判官　鈴木喬）